

令和5年9月19日

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
小田原支部 支部長 藤井 香大 様
神奈川県宅建政治連盟
小田原地区連盟 地区本部長 藤井 香大 様

南足柄市長 加藤 修平



要望書に対する回答について

令和5年8月9日付けで提案・要望のありましたことにつきまして、次のとおり回答します。

1. デジタル化・オンライン化について

要望：南足柄市地理情報システム（ミナミ・ナビ Mi-Navi）で開示される情報のさらなる拡充を要望します。

回答：ミナミ・ナビの掲載データを担当課が直接公開できるようにシステムの改修を行いました。これにより、データの更新から公開までのタイムラグが少なくなり、積極的な情報の公開が可能となりました。掲載情報を増やしていくとともに、ミナミ・ナビの利活用を推進してまいります。
(企画課)

要望：窓口での各種支払のキャッシュレス化の促進を要望します。

回答：窓口での支払いのキャッシュレス化につきましては、近隣自治体の動向調査や業者からの情報提供による情報収集を行っております。今般の社会情勢等により、キャッシュレス決済の需要が高まっていると認識しておりますので、引き続き導入の検討を行ってまいります。
(企画課)

2. 謄本・公図の取得について

要望：「謄本・会社印鑑証明書」と「公図」が取得できる法務局の機械の設置について、横浜地方法務局総務課へ南足柄市より要望をいただきたくお願いします。

回答：横浜地方法務局に、「謄本・会社印鑑証明書」と「公図」が取得できる法務局の機械の設置（「法務局証明サービスセンター」の設置）条件等について確認したところ、地方法務局の支所や出張所が存在していた市町村に限り、支所等の統廃合後3年以内に設置要望があった場合に「法務局証明サービスセンター」を市庁舎内等に設置している旨の回答を得ました。当市は設置条件を満たしていないため、法務局への設置要望を行いません。
(税務課)

3. 移住・定住政策についての2市8町広域協力について

要望：県西地域全体で一致協力した都市部からの移住促進政策を要望します。

回答：当市は、県西地域2市8町、県、団体、企業等で構成する県西地域活性化推進協議会に加入しています。同協議会では、平成26年3月に「県西地域活性化プロジェクト」を策定し、多彩な地域資源を有する県西地域の魅力を生かして、新たな活力を生み出しながら、移住定住を促進する取組を進めてきました。

引き続き、市町、県、団体、企業等が一体となって、地域資源を生かしながら心豊かに暮らせる「かながわ県西ライフ」をモデルとして創りあげ、県西地域の活性化と移住促進に取り組んでまいります。
(企画課)

要望：南足柄市におかれましても県西空き家バンク連絡会への参加を要望します。

回答：当市は令和3年度まで、神奈川県市町村振興協会の助成金を活用して同連絡会に参加しておりました。広域的な空き家等の利活用の促進のため、同連絡会に参加している小田原市、真鶴町及び湯河原町のみならず、足柄上地域5町や箱根町との連携も不可欠であると考えます。よって、県西地域2市8町で構成する「県西地域空き家利活用促進協議会」において同連絡会の過去の取組経緯等を踏まえ、再度の参加について検討課題とさせていただきます。
(都市計画課)

4. 優良田園住宅について

要望：南足柄市においても「優良田園住宅」型の開発を進められるよう検討を要望します。

回答：ご承知のとおり、市街化調整区域は自然環境や農地などを保全するために市街化を抑制する区域であるため、現時点では、ご要望の「優良田園住宅」型の開発制度の実施は難しいと考えております。
(建築営繕課)

5. アサヒビール工場跡地の利用について

要望：今後の具体的な利用計画や就業規模など南足柄市が把握している情報がございましたら開示を要望します。

回答：アサヒビール神奈川工場跡地の譲渡先企業につきましては、横浜地方法務局の「土地登記済通知書」と「建物登記済通知書」によって確認しておりますが、具体的な内容等は把握しておりません。
(商工観光課)

要望：本物件が存するエリアは南足柄市内でも自然が豊かで風光明媚な丘陵地帯であるため地域の特徴を活かした事業所になるよう誘導していただき、渋滞や公害などの問題が発生しないよう配慮を要望します。

回答：当該エリアは、都市計画法に基づく地区計画によって、工場内の緑地を維持・保全するとともに、周辺環境と調和した良好な工業地景観の維持・形成を促進することを地域づくりの方針として定めています。自然環境と融和した良好な環境となるよう、譲渡先企業と相互に連携を図ってまいります。
(商工観光課)

要望：進出に伴い勤務する方が南足柄市に定住していただけるような取り組み、あるいは市外から通勤される方も勤務時間外に経済活動を通じて南足柄市にお金を落とすように、アサヒビール時代よりもさらに地域活性化につながるような取り組みを「日本端子」と連携して行っていただきたいです。併せて、我々宅建協会のような関連団体も協力させていただける機会の創出を要望します。

回答：地域経済の活性化につながるよう、譲渡先企業と相互に連携を図ってまいります。

(商工観光課)

6. 道路のセットバック・整備について

質問：引き続き狭隘道路の拡幅等の整備促進を進め、後退部分を広く一般市民の方が安心・安全に利用できるよう、市に移管が進む施策（買取り等のインセンティブの提示等）の検討を要望します。

回答：道路後退部分の移管につきましては、現在、道路敷地寄附取扱要綱により対応しております。今後は、分筆登記を市で行うなど、寄附者の負担軽減となる方法を検討してまいります。

(都市整備課)

7. 税証明の発行について

要望：南足柄市におかれましても「公租公課証明」の発行を要望します。

回答：現在、「公租公課証明書」の発行をするためには、現行の当市税務基幹システムの改修が必要であるため、迅速な対応が困難であります。令和7年度末までには標準化された自治体システムへ全国一斉に移行される予定ですので、このシステム移行に合わせ公租公課証明書の発行に対応してまいります。

(税務課)

要望：デジタル化に伴い、インターネットでの取得、キャッシュレス決済ができるよう要望します。

回答：税証明のインターネット取得及びキャッシュレス決済については、地方行政のデジタル化が推進される中、市民サービスの利便性向上、業務の効率化などの観点からも取り組むべきものであるため、導入に向けて前向きに検討してまいります。

(税務課)

8. 自治会の情報提供について

要望：自治会長名・連絡先等を電話問い合わせ等でもスムーズに教えていただけるよう要望します。

回答：市は、平成27年3月17日に貴団体及び市自治会長連絡協議会の3者で締結した「自治会への加入促進に関する基本協定」に基づき、貴団体に加入する事業者からの電話及び対面での問い合わせに対して自治会長の氏名や連絡先等の必要情報の提供を行っています。

(秘書広報課)

要望：ゴミ置場等は、インターネットでも確認できるよう要望します。

回答：当市のごみステーションにつきましては、その維持管理を各自治会をお願いしています。地域によっては、自治会でルールを設けている場合もあるため、自治会やご近所にお住いの方にご確認いただいております。今後も、インターネットによる公開は考えておりませんので、ご理解ください。

なお、市では自治会の負担を減らすため、転入、市内転居の方に対して、居住地から最も近いごみステーションをお知らせするとともに、ごみの排出方法の指導を窓口にて行っております。
(環境課)

9. 農転5条の即日発行について

要望：農転5条の届出を即日処理していただくよう要望します。

回答：農地法第4条及び第5条の規定に基づく市街化区域内農地の転用届出につきましては、受理通知を申請者にお渡ししています。受付の際には、原則として中2日での処理としてお伝えしておりますが、早ければ翌日にお渡ししている状況です。

農業委員会事務局職員2名で対応しておりますが、現地確認等により、職員が不在となる場合もございますので、即日処理というお約束はできません。迅速な処理に努めておりますので、現状での対応にご理解ください。

(農業委員会事務局)

以上